

### 3 療育手帳

療育手帳の交付を受けることにより、一貫した指導や相談を受けることができ、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

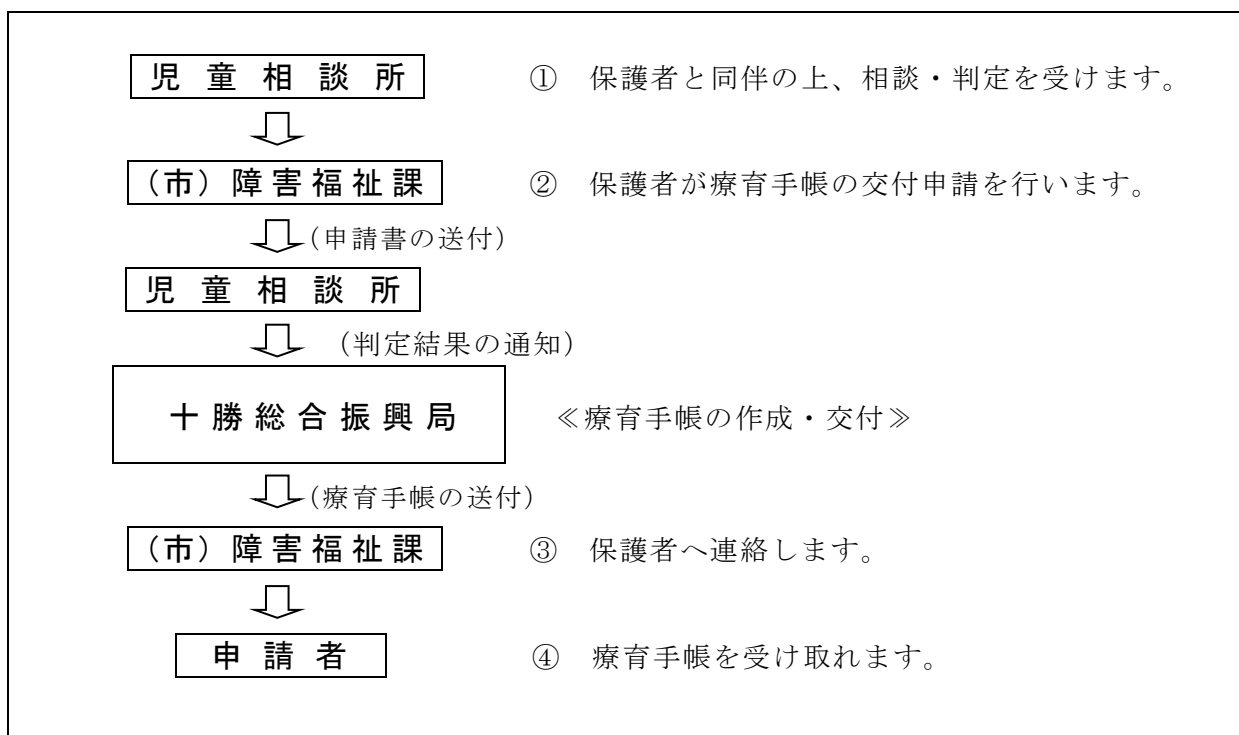
#### 1 療育手帳の交付手続きなど

<p>1. 療育手帳の 交付申請 ＜新規申請＞</p>	<p>療育手帳の交付を受けるには、まずどのような障害の状態にあるのか判定を受け、その後に交付の申請をします。</p> <p>* 18歳未満の児童は、児童相談所で判定を受ける。 * 18歳以上の方は、当市で行われる巡回相談（年3～4回）か、道立心身障害者総合相談所（札幌市）に来所の上で、判定を受ける。</p>
<p>2. 障害の程度が 変わったとき ＜再交付申請＞</p>	<p>手帳の交付を受けた後、障害の程度が変わった（A→B、B→A）場合、再交付の申請をしてください。</p>
<p>3. 手帳を紛失 破損したとき ＜再交付申請＞</p>	<p>手帳の再交付を受けることができますので申請をしてください。</p>
<p>4. 本人及び保護者の 住所・氏名が変わ ったとき ＜記載事項変更届＞</p>	<p>変更の手続きを行ってください。</p>
<p>5. 手帳の返還 ＜返還届＞</p>	<p>障害がなくなったとき、または死亡されたときは必ず手帳を返還してください。 なお、手帳を紛失されている場合はお申し出ください。</p>
<p>6. 療育手帳交付 証明書の発行</p>	<p>手帳の再交付の手続きを行い、療育手帳が交付されるまでの間に証明が必要な場合、交付証明書を交付します。</p>
<p>7. 手続・問合先</p>	<p>（市）障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎65-4148</p>

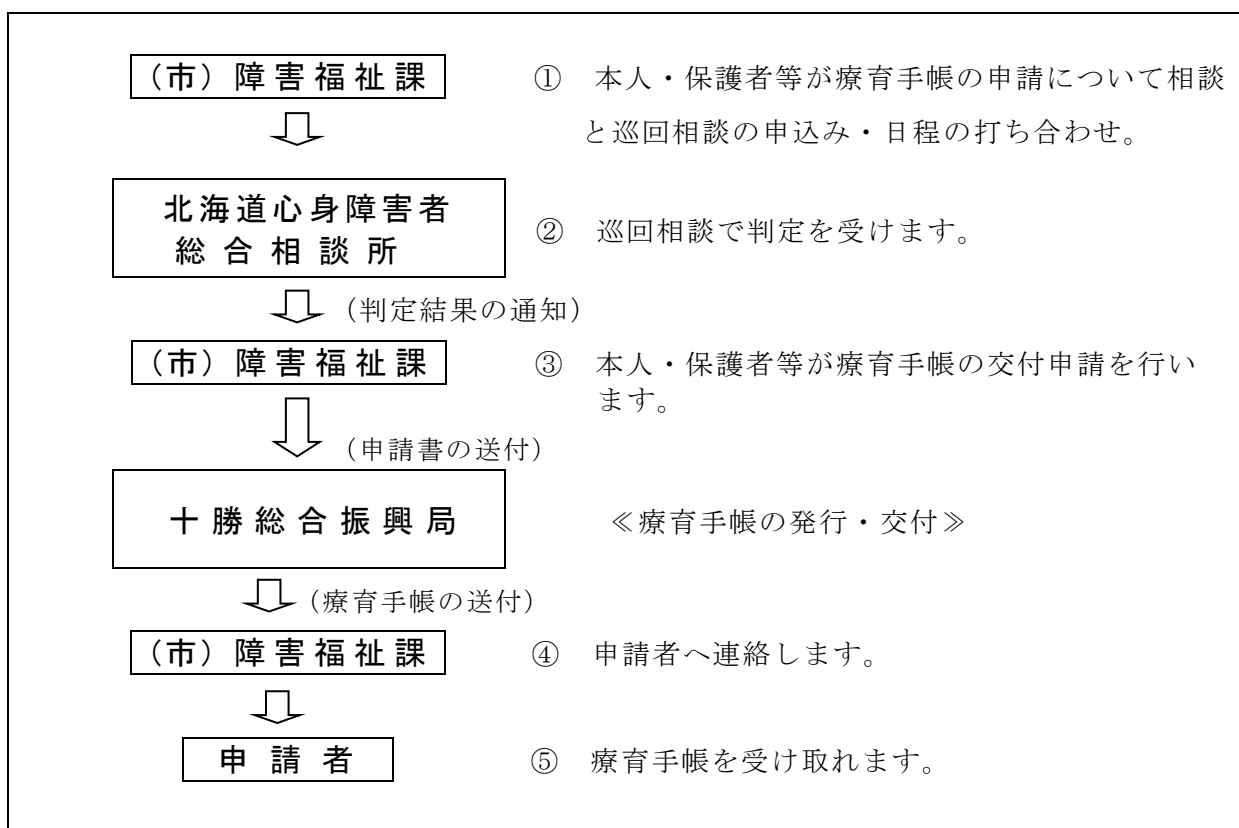
## 2 療育手帳が交付されるまで

手帳の申請から交付までには約1～2カ月ほどかかります。

### (1) 18歳未満



### (2) 18歳以上



### 3 療育手帳の説明

<p>1枚目表1P目</p> <p style="text-align: center;"><b>療育手帳</b></p> <p>北海道 第〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日 交付</p> <p style="text-align: center;">(写真)</p> <p style="text-align: center;">旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 <b>第1種</b></p> <p style="text-align: center;">↓ ② ①</p> <p>氏名 十勝 太郎 昭和〇〇年〇月〇日生 北海道 印</p>	<p>2P目</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">判定の記録(1)</th></tr> <tr><td>障害の程度(総合判定)</td><td>合併障害</td></tr> <tr><td></td><td>第 号</td></tr> <tr><td></td><td>(身体障害 級)</td></tr> <tr><td>判定年月日</td><td>平成17年8月22日</td></tr> <tr><td>次の判定年月</td><td>平成19年8月</td></tr> <tr><td>判定機関</td><td>帯広児童相談所</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="2">判定の記録(2)</th></tr> <tr><td>障害の程度(総合判定)</td><td>合併障害</td></tr> <tr><td></td><td>(身体障害 級)</td></tr> <tr><td>判定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>次の判定年月</td><td></td></tr> <tr><td>判定機関</td><td>印</td></tr> </table>	判定の記録(1)		障害の程度(総合判定)	合併障害		第 号		(身体障害 級)	判定年月日	平成17年8月22日	次の判定年月	平成19年8月	判定機関	帯広児童相談所	判定の記録(2)		障害の程度(総合判定)	合併障害		(身体障害 級)	判定年月日		次の判定年月		判定機関	印	<p>3P目</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">判定の記録(3)</th></tr> <tr><td>障害の程度(総合判定)</td><td>合併障害</td></tr> <tr><td></td><td>(身体障害 級)</td></tr> <tr><td>判定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>次の判定年月</td><td></td></tr> <tr><td>判定機関</td><td>印</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="2">判定の記録(4)</th></tr> <tr><td>障害の程度(総合判定)</td><td>合併障害</td></tr> <tr><td></td><td>(身体障害 級)</td></tr> <tr><td>判定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>次の判定年月</td><td></td></tr> <tr><td>判定機関</td><td>印</td></tr> </table>	判定の記録(3)		障害の程度(総合判定)	合併障害		(身体障害 級)	判定年月日		次の判定年月		判定機関	印	判定の記録(4)		障害の程度(総合判定)	合併障害		(身体障害 級)	判定年月日		次の判定年月		判定機関	印	<p>4P目</p> <table border="1"> <tr><td>本人</td><td>性別</td><td>男</td></tr> <tr><td colspan="3">帯広市西〇条南〇丁目〇〇</td></tr> <tr><td colspan="3">住所</td></tr> <tr><td colspan="3">現住所</td></tr> <tr><td colspan="3">備考</td></tr> </table>	本人	性別	男	帯広市西〇条南〇丁目〇〇			住所			現住所			備考		
判定の記録(1)																																																																				
障害の程度(総合判定)	合併障害																																																																			
	第 号																																																																			
	(身体障害 級)																																																																			
判定年月日	平成17年8月22日																																																																			
次の判定年月	平成19年8月																																																																			
判定機関	帯広児童相談所																																																																			
判定の記録(2)																																																																				
障害の程度(総合判定)	合併障害																																																																			
	(身体障害 級)																																																																			
判定年月日																																																																				
次の判定年月																																																																				
判定機関	印																																																																			
判定の記録(3)																																																																				
障害の程度(総合判定)	合併障害																																																																			
	(身体障害 級)																																																																			
判定年月日																																																																				
次の判定年月																																																																				
判定機関	印																																																																			
判定の記録(4)																																																																				
障害の程度(総合判定)	合併障害																																																																			
	(身体障害 級)																																																																			
判定年月日																																																																				
次の判定年月																																																																				
判定機関	印																																																																			
本人	性別	男																																																																		
帯広市西〇条南〇丁目〇〇																																																																				
住所																																																																				
現住所																																																																				
備考																																																																				

<p>2枚目表1P目</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">保護者</th></tr> <tr><td>氏名</td><td>続柄</td><td>職業</td></tr> <tr><td>十勝 一郎</td><td>父</td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">住所</td></tr> <tr><td colspan="3">帯広市西〇条南〇丁目〇〇</td></tr> <tr><td colspan="3">予備欄</td></tr> <tr><td colspan="3">&lt;交付事由&gt; 平成〇〇年〇月〇日</td></tr> </table>	保護者			氏名	続柄	職業	十勝 一郎	父		住所			帯広市西〇条南〇丁目〇〇			予備欄			<交付事由> 平成〇〇年〇月〇日			<p>2P目</p> <p>北海道 第〇〇〇〇〇号 (氏名 十勝 太郎)</p> <p style="text-align: center;"><b>第1種は、「介護」の押印あり</b></p> <p>(有料道路割引)</p> <p style="text-align: center;">介護</p> <p>(自動車のナンバー)</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日まで有効</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>申請により押印され、適用を受けられます。</p>	<p>3P目</p> <p style="text-align: center;">航空割引</p> <p style="text-align: center;">本人・介護者</p> <p style="text-align: center;">北海道</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>交付の際に、押印されています。</p> <p>※第1種(A)の場合は「本人・介護者」 ※第2種(B)の場合は「本人」と押印されます。</p>	<p>4P目</p> <p>北海道 第〇〇〇〇〇号 (氏名 十勝 太郎)</p>
保護者																								
氏名	続柄	職業																						
十勝 一郎	父																							
住所																								
帯広市西〇条南〇丁目〇〇																								
予備欄																								
<交付事由> 平成〇〇年〇月〇日																								

上記の該当項目		説明・内容
①	②	
障害の程度	種別	
<b>A</b>	<b>第1種</b>	<p>障害程度が重度の事です。 (おおむねIQ35以下で日常生活に介助を必要とする方です。)</p> <p>重度の障害のため、交通機関(バス、列車など)を利用する際、<u>本人と介護者の運賃が割引</u>になります。 また、単独での利用でも割引となります。</p>
<b>B</b>	<b>第2種</b>	<p>障害程度が中度または軽度の事です。 (中度 ~ おおむねIQ50以下) (軽度 ~ おおむねIQ75以下)</p> <p>交通機関(バス、列車など)を利用する際、<u>本人のみ運賃が割引</u>になります。</p>